

## VI 水質保全

### 1 特定事業場等の排除下水の水質規制

下水道は生活排水のみならず、事業場排水も集水して処理することとなるが、工場、事業場等の排水には下水道施設を損傷したり、下水処理場で処理することが困難な物質が含まれていることがある。

これらの悪質下水を規制するため、事業場に対し除外施設等を設置し、有害物質を除去することが下水道法で規定されており、本市では下水道法及び熊本市下水道条例による下水排除基準を下表のように定め、これを監視するための立ち入り検査等により、基準を超えた事業場に対し指導を行っている。

#### 下水道法及び熊本市下水道条例に基づく下水排除基準

物質または項目	特定事業場		非特定事業場	
	50m3/日以上 許容限度	50m3/日未満 許容限度	50m3/日以上 許容限度	50m3/日未満 許容限度
温度	45	—	45	—
水素イオン濃度(pH)	5~9	5~11	5~9	5~11
生物化学的酸素要求量(BOD)	600	—	600	—
浮遊物質(SS)	600	—	600	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	5	20	5	20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂)	30	—	30	—
よう素消費量	220	—	220	—
全窒素(窒素含有量)	—	—	—	—
全りん(りん含有量)	—	—	—	—
フェノール類	5	—	5	—
銅及びその化合物	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	2	2	2	2
鉄及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
マンガン及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
クロム及びその化合物	2	2	2	2
カドミウム及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
シアン化合物	1	1	1	1
有機りん化合物	1	1	1	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	0.2	0.2	0.2	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	※ 10(230)	※ 10(230)	※ 10(230)	※ 10(230)
ふっ素及びその化合物	※ 8(15)	※ 8(15)	※ 8(15)	※ 8(15)
ダイオキシン類	10	10	10	10
アンモニア性窒素等含有量	—	—	—	—

(備考)

- 1 単位について、水素イオン濃度は無単位、温度は℃、ダイオキシン類はpg/ℓ、その他はmg/ℓです。
- 2           : 基準値を超える水質の下水の排除が禁止されており、違反した場合は、直ちに罰せられます。
- 3 それ以外は基準値に適合した下水を排除できるように除外施設を設置するなどの必要な措置を講ずる義務があります。

※は河川、湖沼等を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値で、( )内は海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値です。

(2) 平成22年度事業場立ち入り水質検査実施状況

特定施設番号	業種名	特定事業場数	検査施設数	延検体数	基準超過検体数	基準超過項目
1-2	畜産業	1	0			
2	畜産食料品製造業	2	1	2		
3	水産食料品製造業	5	1	2		
4	野菜・果実保存食品製造業	10	1	2		
5	味噌・醤油・食酢製造業	11	0			
8	パン・菓子製造業・製餡業	1	0			
9	米菓子・麴製造業	1	0			
10	飲料製造業	6	1	1		
16	麴類製造業	10	0			
17	豆腐・煮豆製造業	21	1	2		
18-2	冷凍調理食品製造業	2	1	2	1	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)
19	紡績・繊維製品製造業	14	2	4	1	亜鉛及びその化合物
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	1	0			
23-2	新聞・出版・印刷業	5	1	2		
47	医薬品製造業	1	1	2		
53	ガラス製品製造業	1	0			
63-2	空き瓶・卸売業の用に供する自動式洗びん施設	1	1	2		
65	酸・アルカリ表面処理施設	4	2	4		
66	電気めっき施設	5	5	10	2	亜鉛及びその化合物、銅及びその化合物
66-2	旅館業	4	4	5		
66-3	共同調理場	1	1	1		
66-4	弁当製造業	4	4	4	1	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)
66-5	飲食店	20	12	12		
66-6	そば・うどん店等	1	0			
67	洗濯業	65	3	6		
68	写真現像業	53	0			
68-2	病院(300床以上)	10	10	22		
69	と畜業	1	1	1		
70-2	自動車分解整備業の用に供する洗車施設	3	2	2		
71	自動式車両洗淨施設	119	1	1		
71-2	試験・研究・検査業	31	9	18		
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	1	1		
71-5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗淨施設	3	0			
72	尿尿処理施設	1	0			
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1	2		
非特定	病院(300床未満)・医院	-	20	20		
非特定	デパート・スーパー	-	4	6		
非特定	その他の飲食店	-	4	4		
非特定	その他	-	3	4		
計		420	98	144	5	

## 2 江津湖流入水域の下水道普及率

江津湖は熊本市の東南部に位置する湧水池で、市民の憩いの場として古くから愛されており、上江津湖と下江津湖の2つの部分からなる湖である。また、水や緑の景観を活かし、親水機能をあわせ持った公園である。

江津湖の主な流入河川として藻器堀川、健軍川があるがこの2つの都市河川の流域は、昭和28年白川大洪水以降急速に宅地開発が行われた地域であり、宅地開発と下水道整備の不均衡のため一時的にその水質汚濁が問題となった。

しかし公共下水道の整備等により着実に水質の浄化が進み、両河川の江津湖流入の最下流点において良好な水質に改善されている。



